

監査結果公表第27-16号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年3月2日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

記

1 措置の通知

- 平成22年度定期監査（教育委員会事務局旧学校教育部）及び
平成23年度定期監査（教育委員会事務局生涯学習部）の結果に対する措置の通知
平成28年2月22日付け八教生教政第170号
- 平成24年度定期監査（こども未来部）の結果に対する措置の通知
平成28年2月22日付け八ここ第663号
- 平成25年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知
平成28年1月27日付け八土土総第108号
- 平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置の通知
平成28年2月29日付け八健地第272号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 24 年度実施こども未来部定期監査の結果に対する措置等の内容
 青少年課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H27.3.5 までの取り組み等の内容
<p>3 八尾市野外活動協会への補助金交付事務について</p> <p>八尾市野外活動協会への補助金交付要綱では、「社会情勢の変化、補助金の目的達成・効果を常に勘案し、補助金の額、交付の終期等について概ね3年ごとに見直しを行う。」と規定されているが、見直しがなされておらず、また、「補助金等交付基準」における支給基準に照らし、同協会の決算額では繰越額が大きくなっているため、補助金額の見直し等適切な事務執行について検討すること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1. 措置済(平成27年3月17日)</p> <p>当該団体の補助金のあり方について検討を行った結果、これまでの当該団体への補助から、当該団体が実施する事業に対する補助へ要綱の改正を行いました。</p>	<p>措置状況</p> <p>2. 措置予定</p> <p>当該団体の事業目的や活動状況から、補助金交付の必要性について見直しを行ってきた結果、当該団体の実施事業に対する補助金として要綱を平成 26 年度中に見直す予定です。</p>